介護支援専門員更新研修受講フロー

① 初めての更新

実務経験が

ない → 更新研修〈実務未経験者〉 10日間

ある ※1 → 更新研修〈実務経験者（初回更新対象者）〉 12日間

又は → 専門研修課程Ⅰ（実務経験6か月以上・現任者） 8日間 ＋ 専門研修課程Ⅱ（実務経験3年以上・現任者） 4日間

☆ 既に専門研修課程Ⅰを受講済みで、その後の実務が3年未満、
又は3年以上であるが現任者ではない場合
→ 更新研修（初回更新対象者　前期免除） 4日間

② 2回目以降の更新

最新の有効期間内に
実務経験が

ない → 更新研修〈実務未経験者〉 10日間

ある → 専門研修課程Ⅰ相当の研修を受けたことが

ない → ※1へ

ある ※2 → 更新研修〈実務経験者（2回目以降の更新対象者）〉 4日間　※4

又は → 専門研修課程Ⅱ（最新の有効期間内に実務経験3年以上・現任者） 4日間　※3

③ 既に有効期間が満了となっている場合、他の更新研修期間中に有効期間が満了する場合

→ 再研修 10日間

④ 前回再研修を受講して証の交付を受けている場合

最新の有効期間内に
実務経験が

ない → 更新研修〈実務未経験者〉 10日間

ある → 専門研修課程Ⅰ相当の研修を受けたことが

ない → ※1へ

ある → ※2へ

《参考》
専門研修課程Ⅰ相当の研修…専門研修課程Ⅰ、更新研修〈実務経験者（初回更新対象者）〉
専門研修課程Ⅱ相当の研修…専門研修課程Ⅱ、更新研修〈実務経験者（2回目以降更新対象者）〉
更新研修〈実務経験者（初回更新対象者）〉

☆注意事項
(1)専門研修課程Ⅰ相当の研修未受講の場合は、専門研修課程Ⅱ相当の研修を受講することができません。
(2)更新研修は、有効期間満了日の概ね1年前から受講することができます。
(3)専門研修課程Ⅰ（実務経験6か月以上・現任者）及び専門研修課程Ⅱ（最新の有効期間内に実務経験3年以上・現任者）は、
（　　）内の要件を満たせば、有効期間満了日までの期間にかかわらず受講することができます。
(4)※3※4の場合、主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員更新研修（8日間）の受講によって、更新することができます。